



令和7年4月9日

各教育事務所長様  
西部教育事務所芸北支所長様

豊かな心と身体育成課長

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂等に関する  
オンライン行政説明の実施について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から別紙写しのとおり事務連絡がありました。

いじめへの対応については、令和7年3月14日付け通知「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」等を踏まえ、各学校においていじめの防止及び早期発見・早期対応の徹底、いじめの解消に向けた組織的な取組を行うとともに、いじめを重大化させない体制の整備の充実を図っていただいているところです。

この度、新年度においても、各学校において、改訂版ガイドラインに即した対応が図られるよう、令和6年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を中心に、いじめへの対応にあたっての留意すべき基本的な事項等について、オンライン行政説明が開催されます。

については、本行政説明について、所属の担当指導主事へ周知してください。

なお、参加を希望する場合は、別紙写しの登録フォームから参加者が直接申し込んでください。

また、このことについて、各市町教育委員会教育長に別紙写しのとおり通知しました。

担当 生徒指導係

電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)  
(担当者 秦)



令和 7 年 4 月 9 日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長  
(豊かな心と身体育成課)

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂等に関する  
オンライン行政説明の実施について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から別紙写しのとおり事務連絡がありました。

いじめへの対応については、令和 7 年 3 月 14 日付け通知「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」等を踏まえ、各学校においていじめの防止及び早期発見・早期対応の徹底、いじめの解消に向けた組織的な取組を行うとともに、いじめを重大化させない体制の整備の充実を図っていただいているところです。

この度、新年度においても、各学校において、改訂版ガイドラインに即した対応が図られるよう、令和 6 年 8 月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を中心に、いじめへの対応にあたっての留意すべき基本的な事項等について、オンライン行政説明が開催されます。

については、本行政説明について、所管する学校へ周知してください。

なお、参加を希望する場合は、別紙写しの登録フォームから参加者が直接申し込んでください。

担当 生徒指導係  
電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)  
(担当者 秦)



令和 7 年 4 月 9 日

各 県 立 学 校 長 様

豊かな心と身体育成課長

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂等に関する  
オンライン行政説明の実施について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から別紙写しのとおり事務連絡がありました。

いじめへの対応については、令和 7 年 3 月 14 日付け通知「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」等を踏まえ、各学校においていじめの防止及び早期発見・早期対応の徹底、いじめの解消に向けた組織的な取組を行うとともに、いじめを重大化させない体制の整備の充実を図っていただいているところです。

この度、新年度においても、各学校において、改訂版ガイドラインに即した対応が図られるよう、令和 6 年 8 月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を中心に、いじめへの対応にあたっての留意すべき基本的な事項等について、オンライン行政説明が開催されます。

については、本行政説明について、所属の教職員へ周知してください。

なお、参加を希望する場合は、別紙写しの登録フォームから参加者が直接申し込んでください。

担当 生徒指導係

電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)

( 担当者 峠木 )

令和6年8月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を中心に、いじめへの対応にあたって留意いただきたい基本的な事項等について、行政説明を実施しますので、御案内いたします。



事務連絡  
令和7年4月4日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
附属学校を置く各公立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂等  
に関するオンライン行政説明の実施について

いじめへの対応にあたっては、これまで各種通知等において、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本方針等に則り、適切な対応を依頼しているところです。

令和6年8月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容について、昨年度、オンライン説明会を実施いたしました。新年度となりましたので、改めて、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを中心に、いじめへの対応にあたって留意いただきたい基本的な事項等について、下記のとおり、行政説明を実施しますので、御案内いたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知をお願いします。

なお、各教育委員会において所管の学校に周知する際には、教育委員会主催の会議の場を活用する等、学校の負担軽減に資する工夫について、適切にご判断いただきますようお願いいたします。

申し上げます。

## 記

### 1. 趣旨

法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況であること、調査の実施に係る様々な課題が明らかになっていることを踏まえ、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化し、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促すため、令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂しました。

また、令和5年度はいじめの重大事態発生件数は過去最多の1,306件となっており、極めて憂慮すべき状況が継続しており、いじめの重大事態件数の増加については、いじめの早期発見・早期対応・組織的な対応への課題等が背景にあると考えています。

これらを踏まえ、新年度においても、学校現場において、改訂版ガイドラインに即した対応が図られるよう、改訂の趣旨やポイントや「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」（令和7年3月6日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）等、直近で文部科学省より周知した内容も踏まえて、御説明します。

### 2. 開催日程

以下の日程で開催します。

① 4月23日（水） 15:00～16:00

② 5月15日（木） 15:00～16:00

※いずれの日も説明内容は同じです。

### 3. 開催形式

オンライン（YouTube配信）で開催しますので、各回以下のURLから御視聴ください。

① 4月23日（水） 15:00～16:00

<URL> <https://youtube.com/live/uYS4G757xPY?feature=share>



② 5月15日（木） 15:00～16:00

<URL> <https://youtube.com/live/IRbYPTuSzfc?feature=share>



※事務局における参加状況の把握のため、以下のフォームから視聴の登録をお願いします（任意）。

登録フォーム： <https://forms.office.com/r/zd3HyEEfQu>



#### 4. 参加対象者

基本的には以下の方を想定しています。

- 【公立学校関係】都道府県・指定都市・市区町村教育委員会生徒指導担当指導主事及び学校の生徒指導担当者
- 【私立学校関係】都道府県私立学校主管課の担当者及び学校の生徒指導担当者
- 【附属学校を置く国立大学関係】附属学校（小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）を置く国立大学法人担当課の担当者及び学校の生徒指導担当者
- 【附属学校を置く公立大学関係】附属学校（小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）を置く公立大学法人担当課の担当者及び学校の生徒指導担当者
- 【株式会社立学校関係】小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課の担当者及び学校の生徒指導担当者

※特に新年度から新たに生徒指導担当に着任された方におかれましては、積極的に御参加  
いただくようお願いします。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 生徒指導企画係・いじめ対策支援係 電 話 03 (5253) 4111 (内線 3298) E-mail s-sidou@mext.go.jp
---